

# 11

長橋(一部を除く)・石山町41番20~22号、44番3~12号、45番2号・4~12号・オタモイ1丁目1番1号、2番1~2号 地区

可 燃：燃やすごみ(有料)

不 燃：燃やさないごみ(有料)

かん等：かん、びん、蛍光灯・電球、電池(鉛蓄電池を除く) スプレーかん類(カセット式ガスポンペを含む。)

紙 類：新聞(チラシ・雑がみを含む。)、雑誌・書籍、段ボール、紙バック、紙製容器包装

プラ類：ペットボトル、プラスチック製容器包装

小樽市公式LINEでごみの分別検索



(二次元コード)

## 令和6年収集カレンダー (2024年)

1	月	火	水	木	金
	1	2	3	4	5
紙類	可燃			プラ類	可燃
8	9	10	11	12	
かん等	可燃	不燃		プラ類	可燃
15	16	17	18	19	
紙類	可燃			プラ類	可燃
22	23	24	25	26	
かん等	可燃	不燃			
29	30	31			

2	月	火	水	木	金
	.	.	.	1	2
紙類	可燃			プラ類	可燃
5	6	7	8	9	
かん等	可燃	不燃		プラ類	可燃
12	13	14	15	16	
紙類	可燃			プラ類	可燃
19	20	21	22	23	
かん等	可燃	不燃			
26	27	28	29		

3	月	火	水	木	金
	.	.	.	.	1
紙類	可燃			プラ類	可燃
4	5	6	7	8	
かん等	可燃	不燃		プラ類	可燃
11	12	13	14	15	
紙類	可燃			プラ類	可燃
18	19	20	21	22	
かん等	可燃	不燃		プラ類	可燃
25	26	27	28	29	

※小型充電電池・ボタン電池・コイン電池は必ずテープで絶縁して「かん等」の収集日に出してください。

4	月	火	水	木	金
紙類	可燃			プラ類	可燃
1	2	3	4	5	
かん等	可燃	不燃		プラ類	可燃
8	9	10	11	12	
紙類	可燃			プラ類	可燃
15	16	17	18	19	
かん等	可燃	不燃		プラ類	可燃
22	23	24	25	26	
紙類	可燃				
29	30				

5	月	火	水	木	金
	.	.	1	2	3
かん等	可燃	不燃		プラ類	可燃
6	7	8	9	10	
紙類	可燃			プラ類	可燃
13	14	15	16	17	
かん等	可燃	不燃		プラ類	可燃
20	21	22	23	24	
紙類	可燃			プラ類	可燃
27	28	29	30	31	

6	月	火	水	木	金
かん等	可燃	不燃		プラ類	可燃
3	4	5	6	7	
紙類	可燃			プラ類	可燃
10	11	12	13	14	
かん等	可燃	不燃		プラ類	可燃
17	18	19	20	21	
紙類	可燃			プラ類	可燃
24	25	26	27	28	

7	月	火	水	木	金
かん等	可燃	不燃		プラ類	可燃
1	2	3	4	5	
紙類	可燃			プラ類	可燃
8	9	10	11	12	
かん等	可燃	不燃		プラ類	可燃
15	16	17	18	19	
紙類	可燃			プラ類	可燃
22	23	24	25	26	
かん等	可燃	不燃			
29	30	31			

8	月	火	水	木	金
	.	.	.	1	2
紙類	可燃			プラ類	可燃
5	6	7	8	9	
かん等	可燃	不燃		プラ類	可燃
12	13	14	15	16	
紙類	可燃			プラ類	可燃
19	20	21	22	23	
かん等	可燃	不燃		プラ類	可燃
26	27	28	29	30	

9	月	火	水	木	金
紙類	可燃			プラ類	可燃
2	3	4	5	6	
かん等	可燃	不燃		プラ類	可燃
9	10	11	12	13	
紙類	可燃			プラ類	可燃
16	17	18	19	20	
かん等	可燃	不燃		プラ類	可燃
23	24	25	26	27	
紙類					
30					

※小型家電製品で充電電池が取り外せないものは、小型家電回収ボックスまたは市内の消防署にお持ちください。

10	月	火	水	木	金
	.	1	2	3	4
かん等	可燃	不燃		プラ類	可燃
7	8	9	10	11	
紙類	可燃			プラ類	可燃
14	15	16	17	18	
かん等	可燃	不燃		プラ類	可燃
21	22	23	24	25	
紙類	可燃			プラ類	
28	29	30	31		

11	月	火	水	木	金
	.	.	.	.	1
かん等	可燃	不燃		プラ類	可燃
4	5	6	7	8	
紙類	可燃			プラ類	可燃
11	12	13	14	15	
かん等	可燃	不燃		プラ類	可燃
18	19	20	21	22	
紙類	可燃			プラ類	可燃
25	26	27	28	29	

12	月	火	水	木	金
かん等	可燃	不燃		プラ類	可燃
2	3	4	5	6	
紙類	可燃			プラ類	可燃
9	10	11	12	13	
かん等	可燃	不燃		プラ類	可燃
16	17	18	19	20	
紙類	可燃			プラ類	可燃
23	24	25	26	27	
かん等	可燃				
30	31				

### ※ごみ・資源物の分け方・出し方

- 生ごみは、水分を切り「燃やすごみ」に出してください。
- 資源物で、汚れのひどいものや取れない物は「燃やすごみ」または「燃やさないごみ」に出してください。
- 針の付いた医療器具は、医療機関または調剤薬局へ返却してください。
- はさみ・かみそり・包丁などの刃物類は厚紙などで包み「燃やさないごみ」に出してください。
- ※収集日当日の朝8時30分までにしてください。
- ※お住いの地域で決められたごみステーションに出してください。

### ※「小樽市ごみ処理券」の使い方

- 単体で「小樽市指定ごみ袋」に入らず下の条件すべてを満たす場合、直接ごみに貼って出してください。
- 長さが1m以下のもの。
- ひとつの重さが50kg以下のもの。
- 容積が0.1㎡(100リットル)以下のもの。
- (計算方法：縦(cm)×横(cm)×高さ(cm)÷1,000≦100となるもの)
- ごみを入れた、透明・半透明の袋や段ボールに貼って出すことはできません。上の条件を超えるものは粗大ごみになります。
- ※粗大ごみは、右記の収集運搬業者許可業者へ収集を依頼してください。(有料となります)

収集運搬業者許可業者(50音順)	電 話
南大 森 産 業	22-3389
小樽市衛生化学工業	54-7506
南小 原 興 業	54-8316
小樽クリーンサービス	64-5300
小樽北 海 道 木 村	0133-72-6028
南松 本 産 業	34-1677